

令和 8 年 3 月 2 日

北海道エアポート㈱の旅客取扱施設利用料の上限認可について

旭川市空港管理条例（昭和 4 1 年旭川市条例第 1 0 号）第 2 3 条第 1 項に規定する指定空港機能施設事業者である北海道エアポート株式会社からの旅客取扱施設利用料（※）の上限認可申請について、同法第 2 4 条第 2 項に基づき令和 8 年 2 月 2 0 日付けで認可しました。

※旅客取扱施設利用料…空港の旅客ターミナルビルの利用対価として、航空旅客から徴収する料金。

1 申請者 北海道エアポート株式会社

2 料金の上限

(1) 〈国内線〉（消費税込）

大人 3 6 0 円（満 1 2 歳以上）

小人 1 8 0 円（満 3 歳以上 1 2 歳未満）

※満 3 歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金

(2) 〈国際線〉（消費税込）

大人 2, 0 0 0 円（満 1 2 歳以上）

小人 1, 0 0 0 円（満 2 歳以上 1 2 歳未満）

※満 2 歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金

3 その他

- ・料金の徴収開始時期：令和 8 年 6 月 1 日以降の発券、搭乗分から
- ・料金の徴収方法：航空券に含ませ航空運賃と同時に徴収

問い合わせ先

旭川市地域振興部交通空港課 0166-73-7616（直通）